

新居浜工業高等専門学校ホームページ掲載に関する申合せ

平成 15 年 10 月 1 日申合せ第 1 号

(ホームページの目的)

- 1 この申合せは、新居浜工業高等専門学校に対して必要とされる情報を、対象者を意識し、分かりやすい形で発信することを目的とする。

(管理)

- 2 ホームページ掲載に関することは、広報推進本部が総括する。

新居浜工業高等専門学校名をもって発信する情報については、広報推進本部が管理を行う。各学科(科)・部門等の名をもって発信する情報については、その各学科(科)・部門等が管理を行う。

広報推進本部は、各学科(科)・部門等の掲載内容について、必要な情報を分かりやすい形で掲載しているか確認し、必要な場合は、改善等を求めることができる。

広報推進本部から掲載内容について改善等を求められた各学科(科)・部門等は、速やかに対応を行う。

(掲載)

- 3 上記の管理を行う者(以下「管理者」という。)は、データ掲載の可否を掲載基準に照らして判断し、速やかにホームページに掲載する。掲載された内容に関する文責は、情報提供者が負うものとする。

(協力等)

- 4 管理者は、積極的に情報蒐集につとめ、本校教職員は、情報提供につとめるとともにホームページ運営に協力するものとする。

(ホームページ掲載基準)

- 5 ホームページに掲載する情報は、次の全ての事項を満たすものとし、疑義のある場合は、広報推進本部が判断する。

- ・本校に対し必要とされている情報を掲載すること。
- ・掲載内容は、常に最新の情報をわかりやすく掲載すること。
- ・不要となったデータの取り扱いは、管理者が適宜判断し削除する。
- ・本ホームページの目的に反しないこと。
- ・公序良俗に反しないこと。
- ・本人の同意のない個人情報(住所、電話番号及び生年月日)が出されないこと。
- ・顔写真等については、本人の同意があること。ただし、スナップや集合写真を除く。

(リンク基準)

- 6 ホームページ内にリンクを張る場合は、次の全ての事項を満たすものとし、疑義のある場合は、広報推進本部が判断する。

- ・本ホームページの目的に反しないこと。
- ・公序良俗に反しないこと。
- ・相手先サイトの承諾があること。

附 則

この申合せは、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。